

# 平成21年度食品小売機能高度化促進事業に係る公募の手引き

## 第1 趣旨

少子高齢化の進展など社会構造が変化する中で、近年のガソリン価格の高騰等により食料供給コストが増加するなど、地域における食品流通をとりまく情勢は厳しさを増しつつあり、地域の食品小売店は、消費者ニーズに十分対応できない状態に陥って、本来の機能を果たせないでいます。

このため、消費者ニーズに対応した食品販売サービスの機能強化を図るとともに、販売商品の付加価値向上により、利便性の高い商店街の振興と農林水産業の発展を図っていくことを目的とします。

## 第2 事業の概要

### (1) 対象事業

本事業は、機能高度化支援事業及び機能高度化推進事業を実施するものとします。

#### ① 機能高度化支援事業

中小食品小売業者が策定する、食品小売機能強化等計画に基づき、消費者ニーズに適確に対応した、販売商品の付加価値向上、食品販売サービスの機能強化を図るため、リース方式による整備に対して、事業実施主体があらかじめ総合食料局長の承認を受けた食品小売機能高度化促進事業交付規程に基づき、当該リースに係るリース料の一部について助成を行うものとします。

#### ② 機能高度化推進事業

事業実施主体は、応募方法等の検討、実施計画の審査・評価を行うため、審査・評価委員会を設置し、中小食品小売業者から提出された食品小売機能強化等計画の審査・評価を行う。なお、採択した中小食品小売業者への助成に関して、適切な推進を図ることとします。

### (2) 事業内容

中小食品小売業の有する機能の高度化を図るため、農家との直接取引等による国産農林水産物の活用を増大させるとともに、自らが属する商店街の活性化に貢献することを前提とし以下の取組を行う場合に支援を行います。

#### ① 販売商品の付加価値向上

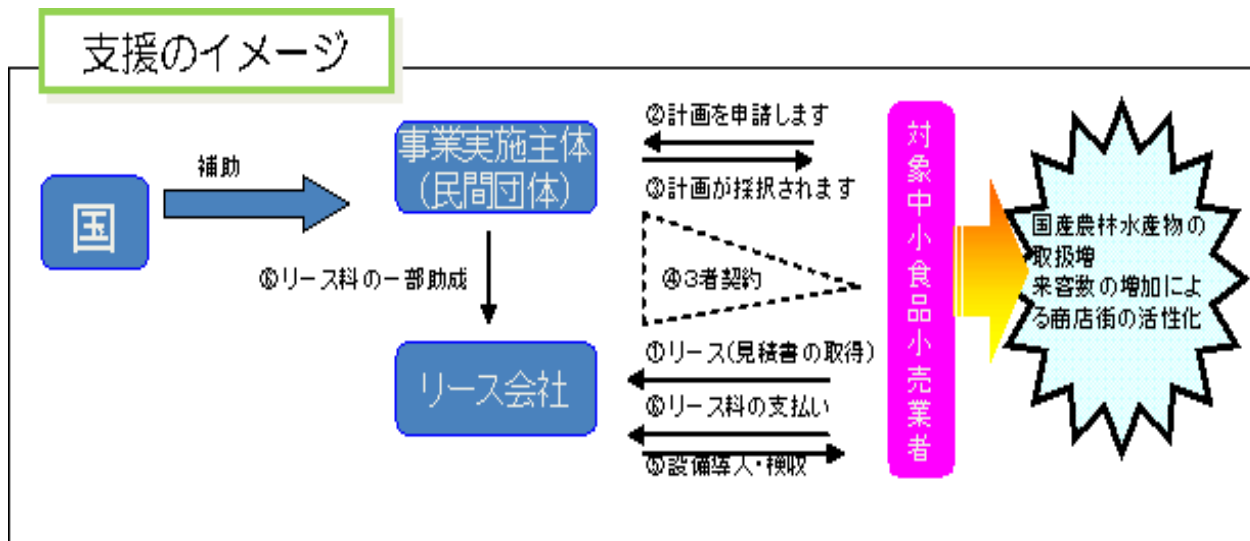
(付加価値を高める食品の製造・加工販売、イートイン(=店内飲食提供)業務等)

#### ① 食品販売サービスの機能強化

(生鮮三品の複数の取扱い、産直販売、宅配サービスや出張型車両販売等)の取組みにあたり、業務用の先進的な省エネ・省資源型の食品製造・加工設備、品質管理の高度化施設等の設備・機器で、はじめて試験的にリース方式で導入する場合において、その取組が①及び②を併せて行う場合、リース料総額の1/2

以内の助成を行い、①又は②を行う場合、リース料総額の1/3以内の助成を行います。

(参考)



### 第3 補助金の額

(1) 機能高度化支援事業 322,800千円以内

(2) 機能高度化推進事業 7,200千円以内

この範囲内での事業の実施に必要な経費を助成します。

## 第4 補助対象経費の範囲

### 【機能高度化支援事業】

経費区分	内 容
リース助成	あらかじめ、総合食料局長の承認を受けた食品小売機能高度化促進事業交付規程に従い、リース料の助成に必要な経費（機能高度化推進事業とは区分経理してください）。

### 【機能高度化推進事業】

経費区分	内 容
旅費	事業実施主体の旅費規程に基づき支払う本事業に必要な経費。なお、旅費規程がない場合は、実費額を支払うものとし、支払実績（利用日、利用者、旅費の種類、出発地・到着地、用務の内容等）が分かるように書類を整理してください。
謝金	委嘱した委員への、委員会出席に対する講師謝金。
会議費	審査・評価委員会におけるコーヒー代等の茶代に限ります。なお、出席した人数分以上の支出、食事代・茶菓子代、申請者の役職員等又は構成員のみが出席する会議等に係る茶代は対象外となります。
会場借料	審査・評価委員会を開催するのに必要な会場経費に限ります。会議室の借料については、明示的に料金が確定できるもの以外は補助対象になりません。また、自前の会議室を使用した場合も、原則として対象外となります。
印刷製本費	審査・評価委員会用資料の印刷等、本事業に必要な経費に限ります。なお、自前のコピー機を利用する場合は、原則として資料等のページ数と作成部数を明確にして実費（算定基準が明確になるものに限ります。）で精算する必要があります。
通信運搬費	事業に要する電話代、切手代、運搬のための経費、資料の発送費等で、他の事業に係る経費と明確に区分できるものに限ります。
雑役務費	データの入力等、本事業に要する賃金。
原稿料	報告書等の原稿作成に要する経費に限ります。
報告書作成費	本事業報告書の印刷製本に必要な経費に限ります。
審査等調査費	事業実施者やリース会社を調査等するために必要な経費。
調査委託費	事業実施主体が信用調査業務の一部を委託するために必要な経費。

## 第5 記載例

### 課題提案書（取組内容に関する事項）

#### 事業内容

団体としてのすべての活動ではなく、今回公募申請する事業内容や方策等についてご記入下さい。

#### 1. 機能高度化支援事業

##### ア 機能高度化支援事業

食品小売機能高度化促進事業交付規程に基づき、中小食品小売業者が策定する食品小売機能強化等計画により、消費者ニーズに適確に対応した、販売商品の付加価値向上や食品販売サービスの機能強化の取組に必要な設備・機器をリース方式で導入する場合、当該リースに係るリース料の一部について助成を行います。

##### イ 機能高度化推進事業

応募方法等の検討、実施計画の審査・評価を行うため、審査・評価委員会を設置し、中小食品小売業者から提出された食品小売機能強化等計画の審査・評価を行います。

(1) 審査・評価委員会

(2) 審査等調査

(3) 報告書作成

#### 実施方法

#### 1. 機能高度化支援事業

事業実施主体の審査・評価委員会において、食品小売機能強化等計画について審査の上、リース助成の決定がされた助成対象となります。中小食品小売業者とリース会社及び事業実施主体との3者間で契約を締結したうえで、事業実施主体はリース会社へリース料の一部を助成します。

#### 2. 機能高度化推進事業

##### (1) 審査・評価委員会

審査・評価委員会の委員の人選について（学識経験者、経営コンサルタント、公認会計士、中小企業診断士、保険会社等 約5人）

例：〇〇大学経営学部教授

食品流通業関係についての知見や功績も多く、中小食品小売業の機能の高度化等の取組に貢献できるため

検討委員会の進め方について（約4回開催）

- 例：第1回目は、・・・・・・・・・・公募案等選定基準制定、  
事業の総合企画。(事業実施者の公募開始)
- 第2回目は、・・・・・・・・・・事業計画の審査。
- 第3回目は、・・・・・・・・・・事業計画の審査及び実施の状況について。
- 第4回目は、・・・・・・・・・・事業の総合分析・評価等、取りまとめ。

(2) 審査等調査

- 例：信用調査・・・・・・・・・・計画内容を審査・確認するための信用調査等の実施
- アンケート調査・・・・・・・・・・事業実施状況を把握するためのアンケート調査
- 経営調査・・・・・・・・・・事業の円滑な実施のため、事業者への経営指導調査等

(3) 報告書作成

- 例：報告書作成・・・・・・・・・・事業実施の取りまとめ原稿作成

## 経 費 内 訳 書

(単位：千円)

区 分	事 業 費			備 考
	国庫補助金	自己負担	その他	
(例) (1) 機能高度化支援 事業費 (2) 機能高度化推進 事業費 ①審査・評価委員会費 委員謝金 旅費 会議費 ②審査等調査費 調査費 信用調査費 ③報告書作成費 印刷費				貴団体の規 程による 〃 〃 実費  実費
※(1)において決定 される事業実施経 費で想定がされる もの				
計				

(注)・備考欄には、経費積算の根拠を記載してください。

- ・補助金の交付決定前に支出される経費は自己負担となります。
- ・事業の一部を他の民間団体に委託又は間接補助する場合は、該当部分の経費が分かるように記載してください
- ・謝金、賃金については、その単価等が分かる資料を添付してください。